

入札説明書

ごみクレーンホイスト整備業務

国頭地区行政事務組合

ごみクレーンホイスト整備業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

入札公告に記載のとおり。

2 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間、提出場所及び提出方法

入札公告に記載のとおり。

(2) 添付資料

ア 会社概要（様式2）

イ 業務履行実績調書（様式3）

ウ 印鑑証明書

エ 法人登記簿謄本

オ 公租公課に関する納税証明書（市町村・県・国）

カ 構成村の国頭村、大宜味村、東村のいずれかに令和5・6年度建設工事等入札参加登録をしていることがわかる資料。

(3) その他

提出された申請書等は返却しない。また、申請書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

3 資格審査結果の通知

資格審査結果について、令和6年7月22日（月）までに、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書を郵送により発送する。

4 資格の有効期限

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

5 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届（様式4）及び添付書類を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号

6 資格の取消し等

- (1) 参加の資格を有する者が入札公告2に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、組合が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

7 入札、開札の日時及び場所

入札公告4に記載のとおり。当日は条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

8 入札手続き等

- (1) 所定の入札書により作成し、入札場所に持参すること。
- (2) 代理人入札の場合は、所定の委任状を持参すること。
- (3) 入札書の記載にあたっては、次の点に留意すること。
 - ア 年月日は、入札書の提出日とする。
 - イ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - ウ 代理人が入札する場合は、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
 - エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておけなければならない。なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

- (5) 資格審査の結果、資格を有する者が1社であっても、原則として入札を執行する。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回する事はできない。
- (7) 入札者は、入札説明書及び仕様書（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札し

なければならない。入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理者が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする（地方自治法施行令第 167 条の 9）。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 仕様書等に対する質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問書（様式 5）にて、持参、FAX、E-mail のいずれかの方法により入札説明書 13 の業務担当者に提出する。

(2) 質問期間

公告日から令和 6 年 7 月 16 日（火）の 17 時まで

(3) 回答日及び回答方法

令和 6 年 7 月 17 日（水）までに国頭地区行政事務組合ホームページに掲載

12 その他

- (1) 1 から 11 までに定めるもののほか、国頭地区行政事務組合契約規則の定めるところによる。
- (2) 落札者決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- (3) 入札者は、入札金額の積算根拠を示す資料を準備し、関係職員から請求があった場合はこれを提出すること。
- (4) 入札参加資格確認申請書提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（指定様式）を提出すること。

13 本業務の問い合わせ先

〒905-1423 沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉 1179-416

国頭地区行政事務組合 衛生課：奥原 崇人

電話：0980-41-3500 FAX：0980-41-3600

Mail：kuni-taka@dune.ocn.ne.jp